

迷惑防止条例の改正案のポイント

1 痴漢行為の規制の強化（注1）

	現行	改正案
痴漢行為	道路や公園、駅、電車等の公共の場所又は乗物においてのみ規制・処罰（注2）（注3）	特定の者だけが利用できる学校、オフィス、タクシー等（＝非公共的な空間）についても規制・処罰

注1：「痴漢行為」とは、正当な理由がないのに、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で、人の身体に、直接又は衣服その他の身につける物の上から触れることをいいます。

注2：「公共の」とは、不特定かつ多数の者が利用可能な空間であることをいうと解されています。

注3：刑法の強制わいせつ罪等に当たるとされた場合は処罰されます。

2 裸や下着の覗き見行為・盗撮行為の規制の強化（注4）

	現行	改正案
覗き見行為	道路や公園、駅、電車等の公共の場所又は乗物においてのみ規制・処罰（注5）	特定の者だけが利用する学校、オフィス、住宅等（＝非公共的な空間）での着替え、入浴、トイレ等についても規制・処罰
盗撮行為	上記に加えて、公共の空間に設置されたトイレ、更衣室、試着室等も規制・処罰（学校、オフィス等のトイレ等は非処罰）	上記に加えて、盗撮の準備行為（カメラを人に向けてたり設置したりすること）も規制・処罰

注4：「裸や下着の覗き見行為」とは、正当な理由がないのに、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で、衣服等で覆われている人の身体又は下着を覗き見たり、裸又は下着姿でいる入浴中や着替え中、トイレ中の姿態を覗き見たりすることをいいます。

注5：軽犯罪法の覗き見禁止規定等に違反するとされない限り、処罰されません。また、軽犯罪法の罰則は拘留又は科料とされ、条例よりかなり軽いものです。

3 罰則の引き上げ

痴漢行為（身体接触があり、迷惑性が特に強い。）と、裸や下着の盗撮行為（記録が残り、インターネット上で拡散される危険性がある。）の罰則を、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金から、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に引き上げます。

4 施行予定日

令和3年1月1日